

議案第 30 号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年2月10日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成16年伊賀市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号の表共同住宅等の部共用部分（床面積につき）の款を次のように改める。

共用部分 (床面積 につき)	300 m ² 以内のもの	10,100 円	6,000 円	117,900 円	59,900 円
	300 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	18,400 円	11,000 円	155,500 円	79,500 円
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	28,900 円	17,300 円	194,500 円	100,100 円
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	86,800 円	52,000 円	303,000 円	160,200 円
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	137,400 円	82,400 円	389,100 円	208,300 円
	10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内のもの	173,600 円	104,100 円	465,100 円	249,900 円
	25,000 m ² を超えるもの	217,000 円	130,200 円	541,700 円	292,500 円

第15条第2号の表非住宅建築物（床面積につき）の部を次のように改める。

非住	300m ² 以内のもの	10,100	6,000円	93,800	47,900	256,700	129,400
----	-------------------------	--------	--------	--------	--------	---------	---------

宅建 築物 (床 面積 につ き)		円		円	円	円	円
	300㎡を超え 1,000㎡以内のも の	18,400 円	11,000 円	124,900 円	64,300 円	321,600 円	162,600 円
	1,000㎡を超え 2,000㎡以内のも の	28,900 円	17,300 円	157,300 円	81,500 円	415,200 円	210,600 円
	2,000㎡を超え 5,000㎡以内のも の	86,800 円	52,000 円	254,700 円	136,000 円	592,600 円	305,300 円
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内の もの	137,400 円	82,400 円	332,600 円	180,000 円	730,000 円	379,300 円
	10,000㎡を超え 25,000㎡以内の もの	173,600 円	104,100 円	399,800 円	217,200 円	862,900 円	449,600 円
	25,000㎡を超え るもの	217,000 円	130,200 円	469,000 円	256,100 円	984,500 円	514,900 円

第20条を第23条とし、第19条を第22条とする。

第18条中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同条第1号の表中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同表共同住宅等の部共用部分（床面積につき）の款を次のように改める。

共用部 分（床 面積に つき）	300㎡以内のもの	10,100円	117,900円	117,900円
	300㎡を超え1,000㎡以内のもの	18,400円	155,500円	155,500円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	28,900円	194,500円	194,500円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	86,800円	303,000円	303,000円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	137,400円	389,100円	389,100円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	173,600円	465,100円	465,100円
	25,000㎡を超えるもの	217,000円	541,700円	541,700円

第18条第1号の表備考中「第16条第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2号の表中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同表非住宅建築物（床面積につき）の部を次のように改める。

非住宅 建築物 （床面 積につ き）	300 m ² 以内のもの	10,100 円	93,800 円	256,700 円
	300 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	18,400 円	124,900 円	321,600 円
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	28,900 円	157,300 円	415,200 円
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	86,800 円	254,700 円	592,600 円
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	137,400 円	332,600 円	730,000 円
	10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内のもの	173,600 円	399,800 円	862,900 円
	25,000 m ² を超えるもの	217,000 円	469,000 円	984,500 円

第18条第2号の表備考中「第16条第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3号の表備考中「第16条第3号」を「第19条第3号」に改め、同条を第21条とする。

第17条中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条第1号の表中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同表共同住宅等の部共用部分（床面積につき）の款を次のように改める。

共用部分(床面積につ き)	300 m ² 以内のもの	6,000 円	59,900 円
	300 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	11,000 円	79,500 円
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	17,300 円	100,100 円
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	52,000 円	160,200 円
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	82,400 円	208,300 円
	10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内のもの	104,100 円	249,900 円
	25,000 m ² を超えるもの	130,200 円	292,500 円

第17条第2号の表中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同表非住宅建築物（床面積につき）の部を次のように改める。

非住宅 建築物 （床面	300 m ² 以内のもの	6,000 円	47,900 円	129,400 円
	300 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	11,000 円	64,300 円	162,600 円
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	17,300 円	81,500 円	210,600 円

積につき)	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	52,000 円	136,000 円	305,300 円
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	82,400 円	180,000 円	379,300 円
	10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内のもの	104,100 円	217,200 円	449,600 円
	25,000 m ² を超えるもの	130,200 円	256,100 円	514,900 円

第17条を第20条とする。

第16条中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同条第1号の表中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同表共同住宅等の部共用部分（床面積につき）の款を次のように改める。

共用部分(床面積につき)	300 m ² 以内のもの	10,100 円	117,900 円
	300 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	18,400 円	155,500 円
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	28,900 円	194,500 円
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	86,800 円	303,000 円
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	137,400 円	389,100 円
	10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内のもの	173,600 円	465,100 円
	25,000 m ² を超えるもの	217,000 円	541,700 円

第16条第2号の表中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同表非住宅建築物（床面積につき）の部を次のように改める。

非住宅建築物 (床面積につき)	300 m ² 以内のもの	10,100 円	93,800 円	256,700 円
	300 m ² を超え 1,000 m ² 以内のもの	18,400 円	124,900 円	321,600 円
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内のもの	28,900 円	157,300 円	415,200 円
	2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内のもの	86,800 円	254,700 円	592,600 円
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内のもの	137,400 円	332,600 円	730,000 円
	10,000 m ² を超え 25,000 m ² 以内のもの	173,600 円	399,800 円	862,900 円
	25,000 m ² を超えるもの	217,000 円	469,000 円	984,500 円

第16条を第19条とする。

第15条の次に次の3条を加える。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料)

第16条 建築物エネルギー消費性能向上法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づ

く建築物エネルギー消費性能適合性の判定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

	一件当たりの手数料の額			
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物エネルギー消費性能向上法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	その他の場合		
		建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	
建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分			判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
300㎡以内のもの	10,000円	21,000円	98,000円	256,000円

300 m ² を超え 1,000 m ² 以内の もの	18,000円	29,000円	124,000円	321,000円
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内の もの	28,000円	42,000円	164,000円	415,000円
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内の もの	86,000円	107,000円	266,000円	592,000円
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内 のもの	137,000円	161,000円	348,000円	730,000円
10,000 m ² を超 え25,000 m ² 以 内のもの	173,000円	200,000円	418,000円	862,000円
25,000 m ² を超 えるもの	217,000円	249,000円	490,000円	984,000円

備考

1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物エネルギー消費性能向上法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄に定める額

イ 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める額

ウ ア又はイに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄に定める額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分

に応じた第4欄又は第5欄に定める額を合算した額。ただし、当該合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第4欄又は第5欄に定める額を超える場合は、当該第4欄又は第5欄の額

2 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

(建築物エネルギー消費性能適合性変更判定申請手数料)

第17条 建築物エネルギー消費性能向上法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性の変更判定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

		一件当たりの手数料の額	
		その他の場合	
建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物エネルギー消費性能向上法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計	建築物の非住宅部分の用途が工場等(工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。)である場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合
			判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合

	画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合				
300㎡以内のもの	6,000円	11,000円	50,000円	129,000円	
300㎡を超え1,000㎡以内のもの	11,000円	16,000円	64,000円	162,000円	
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	17,000円	24,000円	85,000円	210,000円	
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	52,000円	62,000円	142,000円	305,000円	
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	82,000円	95,000円	188,000円	379,000円	
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	104,000円	118,000円	227,000円	449,000円	
25,000㎡を超えるもの	130,000円	147,000円	268,000円	514,000円	

備考

1 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物エネルギー消費性能向上法第 34 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 3 欄に定める額

イ 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める額

ウ ア又はイに規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第 3 欄に定める額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める額を合算した額。ただし、当該合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める額を超える場合は、当該第 4 欄又は第 5 欄の額

2 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に応ずる旨の証明書交付申請手数料)

第 18 条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 3 条（同規則第 7 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に応ずる旨の証明書交付の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

建築物エネルギー	一件当たりの手数料の額	
消費性能適合性判定を行う建築物の	建築物の非住宅部分の用途が工場等	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合

床面積の区分	(工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。)である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物エネルギー消費性能向上法第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
300㎡以内のもの	5,000円	25,000円	64,000円
300㎡を超え1,000㎡以内のもの	8,000円	32,000円	81,000円
1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	12,000円	42,000円	105,000円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	31,000円	71,000円	152,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	47,000円	94,000円	189,000円
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	59,000円	113,000円	224,000円
25,000㎡を超えるもの	73,000円	134,000円	257,000円

備考

- 1 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について

市長が別に定める規模の場合に限る。)については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第2欄に定める額とする。

2 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める額とする。

3 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（前2項に規定する場合を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第2欄に定める額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める額を合算した額とする。ただし、当該合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第3欄又は第4欄に定める額を超える場合は、当該第3欄又は第4欄の額とする。

4 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物については、非住宅部分における床面積の区分及び用途に応じて算定する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。